



政府からのお知らせ

みなさまのための

# 生活再建 ハンドブック

第2次補正予算追加「改訂増補版」

vol  
3-生活再建

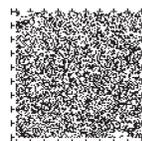
このハンドブックは、第1次補正予算の内容をお知らせした「生活再建・事業再建ハンドブック」(5月12日発行)に、今回の第2次補正予算(7月25日成立)に盛り込まれた項目を追加した「改訂増補版」としてみなさまにお届けするものです。



平成23年(2011年)8月12日発行

ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

※この冊子は音声コードが各ページに印刷されています。



# すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

7月25日、震災からの復旧に向けた対策を進めるため、  
約2兆円の第2次補正予算が国会で成立しました。

このハンドブックは、第1次補正予算の内容をお知らせした  
「生活再建・事業再建ハンドブック」(5月12日発行)に、  
今回の第2次補正予算に盛り込まれた項目を追加した  
「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。  
みなさまの生活再建のため、ぜひお役立てください。

## 第2次補正予算の全体像

# 総合計 1兆9,988億円

### 被災者支援関係経費

## 3,774億円

- 被災者生活再建支援金 3,000億円
- 事業再建の支援 774億円

### 原子力損害賠償法等関係費

## 2,754億円

- 福島県健康基金 962億円
- 放射能モニタリングの強化 774億円  
など

### 東日本大震災復旧・復興予備費

## 8,000億円

予測が難しい事態にも  
臨機応変に対応するための予算を確保します

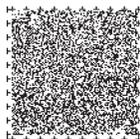
### 地方交付税交付金

## 5,455億円

地方公共団体の復旧に向けた  
自主的な取組を国がサポートします

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む

**第1次補正予算(5月2日成立)では、  
4兆153億円を計上。  
(第2次補正予算との合計約6兆円)**



# 被災されたみなさまへ

4 東電福島原子力発電所事故のこと

9 おかねのこと

11 住まいのこと

14 しごとのこと

18 医療・福祉のこと

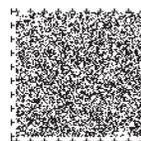
24 子育て・教育のこと

27 がれき・廃棄物処理のこと

28 県・市町村役場連絡先一覧

30 お問い合わせ先一覧

住宅に大きな被害を受けられた方、生活再建支援金ってご存知ですか？詳しくは9ページをご覧ください。



# おかねのこと



**居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に 被災者生活再建支援金を支給しています** → 1次補正 **520億円**  
2次補正 **3,000億円**

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

● 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

**基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円**

**加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円**

※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。

※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。

※郵送で申請することも可能です。

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

**申請手続きに必要な書類が簡素化されています**

- り災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

**お問い合わせ先** 被災の際に居住していた市町村役場(P28・29参照)

